

大阪市告示第1395号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市営住宅等について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市営住宅条例（昭和34年大阪市条例第47号）第56条の7の規定に基づき公告する。

令和7年10月10日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区の区域の市営住宅及び共同施設

2 指定管理者

大阪市北区天神橋6丁目4番20号

大阪市住宅供給公社

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（都市整備局住宅部管理課）